

事業所の皆さんへ

市・県民税は特別徴収で納めましょう

特別徴収は、事業所等が従業員の給与を支払う際に、所得税などのように市・県民税を給与から引き落とし、まとめて市町村へ納入する制度です。

普通徴収によって行う納付は、従業員が年4回行う方法ですので、納め忘れの原因になっています。

パートやアルバイト等を含むすべての従業員から特別徴収することが法律で義務と定められています。まだ特別徴収を実施していない事業所のご協力をお願いします。

特別徴収の方法



従業員のメリット

- ①毎月の給与から市・県民税が引き落とされますので、納め忘れがありません。

特別徴収ができないかた

次のような従業員の特別徴収はできませんのでご注意ください。

- ①給与が毎月支給されないかた

- ②既に退職しているかた

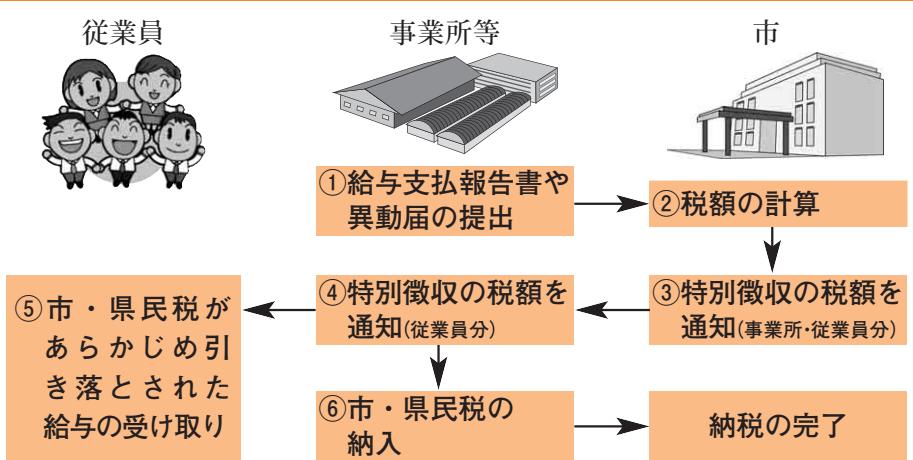
- ③市・県民税の税額が、給与の支給額よりも多いかた

- ④他の事業所等で特別徴収をしているかた

※従業員からの引き落とは毎月行います。



特別徴収の流れ



特別徴収への切り替え



特別徴収していない従業員の普通徴収分の税額のうち、納期限が過ぎていない分は「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出すると特別徴収に切り替えることができます。

※24年4月1日時点で65歳以上のかたの年金所得に係る普通徴収分を特別徴収に切り替えることはできません。

翌年度での切り替え

24年度中に特別徴収への切り替えが間に合わないために、やむを得ず25年度から切り替える場合は「平成25年度給与支払報告書」(25年1月31日提出期限)の総括表(表紙)に「特別徴収」と朱書きで記載して提出してください。

この手続きを行う場合、既に退職しているなどの理由によって、特別徴収ができない従業員の分は、仕切紙を入れるなどして区分してください。

問い合わせ・届出書請求先

税務課市民税係

☎ 43-17033

※届出書のダウンロードは、市ホームページ「申請・届出用紙ダウンドロード」画面から【特別徴収】で検索してください。